

新潟県保険医会 FAXニュース 第113号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

■ 4月からの医療DX推進体制整備加算について

2月28日、3月7日に新たに示された事務連絡の内容をお知らせすると共に、改めて当該点数の概要をまとめました。詳細は以下の事務連絡をご確認ください。

医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて(2月20日 厚労省保険局医療課長 通知)

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)(2月28日 厚労省事務連絡)

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて(3月7日 厚労省事務連絡)

(1) 点数 (FAXニュース 112号再掲)

下記区分に応じ、初診料に月1回加算する。算定開始にあたっては施設基準の届出が必要である。

なお、小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料、外来腫瘍化学療法診療料に包括されず別に算定できる。

2025年3月まで

点数	マイナ保険証利用率
加算1 11点	30%
加算2 10点	20%
加算3 8点	10%

2025年4月～9月 (10月以降の要件は改めて検討予定)

電子処方箋の導入有※1		電子処方箋の導入なし		マイナ保険証利用率
加算1	12点	加算4	10点	45%以上
加算2	11点	加算5	9点	30%以上
加算3	10点	加算6	8点	下記以外:15%以上
				※2の医療機関:12%以上

※1 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

※2 小児科外来診療料を算定しており、かつ2024年の1月1日～12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関。

※2の算出方法:2024年1月1日～12月31日において、「小児科外来診療料」、「小児かかりつけ診療料」、「初診料の乳幼児加算」、「再診料の乳幼児加算」、「外来診療料の乳幼児加算」又は「在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)の乳幼児加算」のいずれかを算定した延外来患者数を、延外来患者数で除した割合。

(2) 施設基準の届出直しについて

・令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関について、届出直しの必要の有無は以下の通りである。

届出直しが必要	以下いずれかの場合、令和7年4月4日までに新たな様式による届出直しが必要。 A. 電子処方箋を導入し、加算1～3を算定する場合。 B. 小児科外来診療料を算定している医療機関であって上記※2に該当し、加算3及び加算6の算定にあたりマイナ保険証利用率要件の「15%以上」を「12%以上」とする場合。
届出直しは不要	電子処方箋を導入せず、加算4～6を算定する場合(Bに該当する場合を除く)。

・新たな様式のダウンロードは、[関東信越厚生局ホームページ](#)>令和6年度診療報酬改定・施設基準の届出様式>基本診療料の届出一覧(令和6年度診療報酬改定)より可能

・マイナ保険証利用率が加算1～6のいずれの基準にも満たない場合であっても、施設基準の届出直し、取り下げは不要であるが、当該月は加算を算定できない。(翌月以降に再度利用率要件を満たせば算定を再開できる。)

(3) 改定後の施設基準の概要(下線は改定による変更部分)

- レセプトオンライン請求を行っていること。
- オンライン資格確認を行う体制を有していること。

- ③ オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制を有していること。
- ④ 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。
 具体的には、院外処方を行う場合は、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合は、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。
 (加算4、5、6を算定する場合は④を満たさなくてよい)
- ⑤ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
 (2025年9月30日まで経過措置あり)
- ⑥ 加算1～6の算定に当たり、各区分に応じたマイナ保険証利用率の実績(1ページ目参照)を有すること。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア. 医師等が診療を実施する診察室、手術室又は処置室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施していること。
 - イ. マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。
 - ウ. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施していること。(ウの内容の掲示については2025年9月30日まで経過措置あり)
- ⑧ ⑦の事項をウェブサイトに掲載すること。(2025年5月31日まで経過措置。また、ホームページ等を有しない場合は院内掲示だけでよい)。
- ⑨ マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
 (加算3、加算6を算定する場合は⑨を満たさなくてよい)

(4) 保険証利用率の確認方法

- ・マイナ保険証利用率は支払基金から毎月中旬頃に電子メールで報告されるものを用いる。なお、医療機関等向け総合ポータルサイトからも確認可能。
- ・マイナ保険証利用率はレセプト件数ベースで算出される。計算式は以下のとおり。

$$\text{マイナ保険証利用率(算定3月前の値)} \cdots \frac{\text{同月のマイナ保険証利用者数}}{\text{同月の患者数}}$$
- ・算定3月前の値に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベース利用率を用いてもよい。

算定月	用いるマイナ保険料利用率
2025年4月	2024年11月、2024年12月、2025年1月のなかで最も実績の高い月の値
2025年5月	2024年12月、2025年1月、2025年2月のなかで最も実績の高い月の値
2025年6月	2025年1月、2025年2月、2025年3月のなかで最も実績の高い月の値
⋮	⋮

(5) 電子処方箋の登録について(加算1～3)

電子処方箋管理サービスへの登録等については、「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付通知)を参照すること。ただし、医療DX推進体制整備加算を算定するに当たっては、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了する必要がある。なお、点検が完了した保険医療機関は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法によりその旨を報告すること。

■ 4月からの在宅医療DX情報活用加算について

電子処方箋の導入有		電子処方箋の導入なし	
在宅医療 DX 情報活用加算1	11点	在宅医療 DX 情報活用加算2	9点

令和7年3月31日時点で既に当該加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、4月1日以降に加算2を算定する場合は届出直しは不要ですが、加算1を算定する場合は4月4日までに新たな様式で届出直しが必要となります。新たな様式は関東信越厚生局ホームページからダウンロード可能です。